

「ENEА倶楽部」(太陽光発電システム用)入会規約

(目的)

第1条 本会は、住宅用太陽光発電システムが設置された会員の住宅において自家消費された太陽光発電量の「環境価値」量を測定したものをとりまとめ、国内クレジット制度(国内排出削減量認証制度)運営規則(平成20年10月経済産業省、環境省、農林水産省策定)に基づく国内クレジット認証委員会から国内クレジットとして認証を受け、地球環境の保全及び地球温暖化の防止に寄与する事業に活用し、低炭素社会を実現することを目的とする。

(管理・運営)

第2条 本会の管理・運営は、一般社団法人エネルギーマネジメント協会が行う。

(業務の委託等)

第3条 会員は第1条の目的のために、一般社団法人エネルギーマネジメント協会に次に掲げる業務を委託する。

- (1) 国内クレジット認証委員会への事業計画の申請に係る業務
- (2) 国内クレジット認証委員会への実績報告(国内クレジット認証申請)に係る業務
- (3) 認証された国内クレジットの換価に関する業務
- (4) 地球環境の保全及び地球温暖化の防止に寄与する事業への活用に係る業務

2 前項第4号に規定する業務は、一般社団法人エネルギーマネジメント協会への寄附により行う。

(業務の報告)

第4条 一般社団法人エネルギーマネジメント協会は、会員に対して、本削減事業及び前条の業務について、年に1回、報告を行う。

2 前項の報告は、会員が届け出た住所及びメールアドレス等に報告書を送付及び送信することにより行うものとする。

(入会資格等)

第5条 本会の入会資格は、次のとおりとする。

- (1) 平成20年4月1日以降に住宅用太陽光発電システムを設置していること
- (2) 太陽光発電設備の導入に関する一般社団法人太陽光発電協会内の太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)が交付する住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金又は各地方公共団体が交付する住宅用太陽光発電等導入促進事業費補助金の申請書類等、設備導入を確認できる書類の写しを本協会に提出すること
- (3) 発電量等が表示できる「エネルギー表示器」を設置し、年1回の「発電実績の報告」に同意・協力すること

(退会)

第6条 会員は、いつでも本会を退会することができる。この場合において、会員は、一般社団法人エネルギーマネジメント協会に「退会届」を提出するものとする。

2一般社団法人エネルギーマネジメント協会は、会員が次に掲げる事項に該当する場合は、当該会員の退会措置をとることができる。

- (1) 前条の入会資格等を喪失した場合
- (2) 会員が本会の目的に著しく相応しくない行動をとった場合

(会費)

第7条 本会の年会費等は、無料とする。

(会の存続期間)

第8条 本会の存続期間は、国内クレジット制度の実施期間である平成25年3月31日までとする。なお、同制度の実施期間が変更される場合には、本会の存続期間も変更するものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 本削減事業に関して会員から得られた個人情報は、本削減事業の遂行のためにのみ利用する。

(事務局)

第10条 本会の事務局を一般社団法人エネルギーマネジメント協会事務局に置く。